## 倉敷市発注工事の施工に携わる業者の方へ

## 倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日から施行されます。

- 倉敷市暴力団排除条例(以下「条例」という。)の施行に伴い、倉敷市が発注す **る建設工事の施工に携わる業者の方は**,平成24年4月1日以降に締結された契 約(公共工事請負契約又は下請契約)の発注者に対して,『自らが暴力団員及び 暴力団密接関係者ではない旨の誓約書』(以下「誓約書」という。)を提出するこ とが義務づけられます。
- 倉敷市が発注した公共工事請負契約の締結が平成24年4月1日よりも前で あったとしても、下請契約が平成24年4月1日以降の締結であれば、当該下請 契約について条例が適用となり、誓約書の提出が必要となります。
- 契約(公共工事請負契約又は下請契約)の契約金額(1件の公共工事請負契約 に関し同一事業者間において複数の下請契約を締結したときは、その契約金額の 総額)が130万円以下の場合は、誓約書の提出は必要ありません。

例えば、元請負人(甲社)と第一次の下請負人(乙社)における公共工事請負契約 に係る最初の下請契約が100万円である場合は、第一次の下請負人(乙社)は元請 負人(甲社)へ誓約書を提出する義務はありませんが、元請負人(甲社)がさらに第 一次の下請負人(乙社)と当該公共工事請負契約に係る100万円の下請契約を締結 した場合、合計が200万円となり、130万円を超えることとなりますから、当該 第2回目の契約を元請負人(甲社)と第一次の下請負人(乙社)が締結する時点で第 一次の下請負人(乙社)は元請負人(甲社)へ誓約書を提出することとなります。

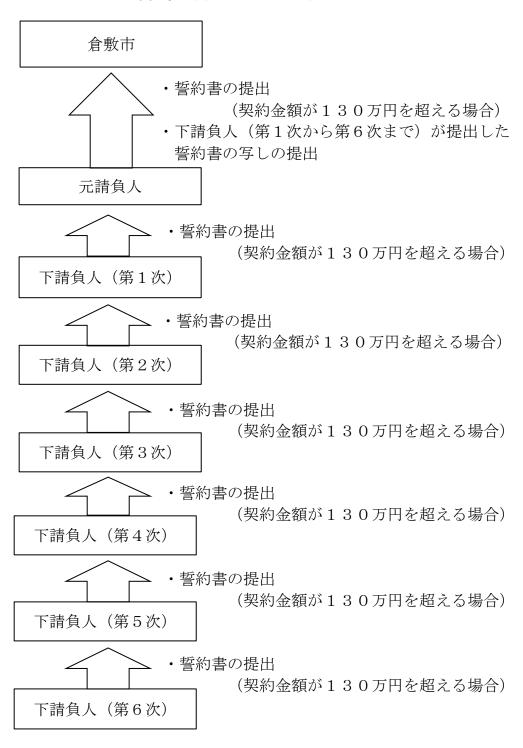
- ▶ 誓約書の提出を受けた契約(公共工事請負契約又は下請契約)の発注者は,当 該誓約書の保管義務(5年間)があります。
- 倉敷市の報告又は資料の提出の求めに対し、虚偽の報告をし、虚偽の資料を提 出した場合等は、罰金(20万円以下)に処せられます。

詳細については、倉敷市暴力団排除条例をご確認ください。

【問合せ先】 誓約書について

総務部契約課 TEL 086(426)3171 暴力団排除条例について 総務部法務課 TEL 086(426)3138

## 誓約書提出の流れ



- ※ 元請負人は、自らの誓約書を倉敷市契約課へ提出するとともに、第 1次から第6次までの<u>下請負人の誓約書がある場合には、その写しを</u> 下請負届出書等と合わせて、工事発注課へ提出することになります。
- ※ 下請負人は、誓約書を提出する義務がある場合は、発注者(第1次下請負人の場合は元請負人、第2次下請負人の場合は第1次下請負人、第3次下請負人の場合は第2次下請負人、第4次下請負人の場合は第3次下請負人、第5次下請負人の場合は第4次下請負人、第6次下請負人の場合は第5次下請負人)へ誓約書を提出することになります。